

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年規則第49号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第1号様式 — 第7号様式 省略	第1号様式 — 第7号様式 省略

第8号様式（第48条関係）

年 月 日	
過料処分決定通知書	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 () —
大阪市長 印	
あなたは、次のとおり大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第15条の3第6項の規定による命令に違反しました。	
日 時	年 月 日 (時 分頃)
場 所	大阪市 区 付近
内 容	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第15条の2に違反する行為を行い、同条例第15条の3第4項の規定による勧告に従わなかったため、同条第6項の規定に基づき、 年 月 日付けで直ちに当該行為を中止するよう命令を受けたが、中止しなかった。
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第43条第○項の規定により、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第48条の規定により通知します。	
納入通知書によりお支払いください。	
注	
(担当)	
〒 —	大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第8号様式（第48条関係）

年 月 日	
過料処分決定通知書	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
連絡先	電話番号 () —
大阪市長 印	
あなたは、次のとおり大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第15条の3第6項の規定による命令に違反しました。	
日 時	年 月 日 (時 分頃)
場 所	大阪市 区 付近
内 容	
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第43条第 項 () の規定により、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第48条の規定により通知します。	
納入通知書によりお支払いください。	
注	
(担当)	
〒 —	大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。